

さいたま市告示第844号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があったので、その概要等を同法第6条第3項の規定において準用する同法第5条第3項の規定に基づき公告します。

令和2年5月26日

さいたま市長 清水 勇 人

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 小池・守屋・神田ビル

所在地 さいたま市南区南本町一丁目7番4号

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

ア 氏 名 小池 勝

住 所 さいたま市南区神明一丁目3番1号

イ 名 称 有限会社丸富

代表者氏名 代表取締役 守屋 文雄

住 所 さいたま市南区南本町二丁目5番4号

ウ 名 称 ティーエム工業株式会社

代表者氏名 代表取締役 神田 一雄

住 所 東京都港区新橋五丁目8番5号

(3) 変更しようとする事項

ア 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(ア) 駐車場の位置及び収容台数

(変更前)

位置	収容台数
店舗北側 隔地第1駐車場	171台
店舗南側 隔地第3駐車場	14台
合計	185台

(変更後)

位置	収容台数
店舗北側 隔地第1駐車場	171台
店舗西側 隔地第2駐車場	13台
店舗南側 隔地第3駐車場	6台
合計	190台

(イ) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

(変更前)

位 置	容 量	備 考
廃棄物保管施設①		
建物外北西側 廃棄物保管施設 a	23.4 m ³	紙製廃棄物等
建物外北西側 廃棄物保管施設 b	4.5 m ³	金属製廃棄物等

建物外北西側 廃棄物保管施設 c	4. 5 m ³	ガラス製廃棄物等
小計	3 2. 4 m ³	—
廃棄物保管施設②		
建物外北側 廃棄物保管施設 d	1 4. 5 8 m ³	プラスチック製廃棄物等
建物外北側 廃棄物保管施設 e	2. 4 3 m ³	生ごみ等
建物外北側 廃棄物保管施設 f	2. 4 3 m ³	その他可燃性廃棄物等
小計	1 9. 4 4 m ³	—
合計	5 2 m ³	(小数点以下四捨五入)

(変更後)

位置	容量	備考
廃棄物保管施設①		
建物外北西側 廃棄物保管施設 a	2 3. 4 m ³	紙製廃棄物等
建物外北西側 廃棄物保管施設 b	1. 0 m ³	金属製廃棄物等
建物外北西側 廃棄物保管施設 c	1. 0 m ³	ガラス製廃棄物等
建物外北西側 廃棄物保管施設 d	7. 0 m ³	プラスチック製廃棄物等
小計	3 2. 4 m ³	—
廃棄物保管施設②		
建物 2 階北西側 廃棄物保管施設 a	6. 6 m ³	紙製廃棄物等
建物 2 階北西側 廃棄物保管施設 b	0. 3 7 5 m ³	金属製廃棄物等
建物 2 階北西側 廃棄物保管施設 c	0. 3 7 5 m ³	ガラス製廃棄物等
建物 2 階北西側 廃棄物保管施設 d	8. 1 m ³	プラスチック製廃棄物等
建物 2 階北西側 廃棄物保管施設 e	2. 2 5 m ³	生ごみ等
建物 2 階北西側 廃棄物保管施設 f	2. 2 5 m ³	その他可燃性廃棄物等
小計	1 9. 9 5 m ³	—
合計	5 2 m ³	(小数点以下四捨五入)

イ 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(ア) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前)

小売業名	開店時刻	閉店時刻
株式会社丸広百貨店 (1階)	午前 10 時 00 分	午後 9 時 00 分
株式会社丸広百貨店 (4階)	午前 10 時 00 分	午後 10 時 00 分
株式会社丸広百貨店 (2階、3階、5階、6階)	午前 10 時 00 分	午後 8 時 00 分

(変更後)

小売業名	開店時刻	閉店時刻
株式会社丸広百貨店 (1階)	午前 8 時 00 分	午後 10 時 00 分
株式会社丸広百貨店 (4階)	午前 10 時 00 分	午後 10 時 00 分
株式会社丸広百貨店 (2階、3階、5階、6階)	午前 10 時 00 分	午後 8 時 00 分

(イ) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

(変更前)

区分	出入口の数
店舗北側 隔地第1駐車場 出入口	1箇所
店舗南側 隔地第3駐車場 出入口	1箇所
合計	2箇所

(変更後)

区分	出入口の数
店舗北側 隔地第1駐車場 出入口	1箇所
店舗西側 隔地第2駐車場 出入口	1箇所
店舗南側 隔地第3駐車場 出入口	1箇所
合計	3箇所

(ウ) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前)

位置	利用可能時間帯
店舗北側 隔地第1駐車場	午前9時30分～午後10時30分
店舗南側 隔地第3駐車場	

(変更後)

位置	利用可能時間帯
店舗北側 隔地第1駐車場	午前7時30分～午後10時30分
店舗西側 隔地第2駐車場	
店舗南側 隔地第3駐車場	

(エ) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

(変更前) 午前6時00分～午後7時00分

(変更後) 午前6時00分～午後10時00分

(4) 変更する年月日

ア (ア) (イ) 令和2年12月21日

イ (ア) (ウ) (エ) 令和2年7月1日

イ (イ) 令和2年12月21日

(5) 変更する理由

営業計画変更の為

2 届出年月日

令和2年4月20日

3 届出及び添付書類の縦覧期間

令和2年5月26日から令和2年9月28日まで。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。

4 届出及び添付書類の縦覧場所

(1) さいたま市役所経済局商工観光部商業振興課

住所 さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号

電話 048(829)1364

FAX 048(829)1944

(2) 浦和区役所区民生活部地域商工室

住所 さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号

電話 048(829)6179

FAX 048(829)6235

- 5 この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4箇月以内に、さいたま市長に対し、意見書の提出によりこれを述べることができます。

(1) 意見書の提出期間

令和2年5月26日から令和2年9月28日まで。

(2) 意見書の提出先

さいたま市役所経済局商工観光部商業振興課

郵便番号 330-9588

住所 さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号

電話 048(829)1364

FAX 048(829)1944